

# 密漁、していませんか？



密漁とは、漁業権対象の生物を勝手にとること（＝正しくは「漁業権侵害」）。れっきとした**犯罪**で、**罰則**があり、**前科**もつきます。

あわび



なまこ



三年以下の懲役  
又は  
三千万円以下の罰金

特定水産動植物

漁業権侵害（百万円以下の罰金）

さざえ



かき



うに



たこ



わかめ



あさり



食べられる貝や海藻はとっちゃだめです～  
他にもとってはいけない生き物があります～  
水産事務所のホームページに載ってます～

少しだけなら…  
っていうのは  
許されません～  
ルールを守って  
くださいまし～



# 京都府の海のルール



## ○採捕してはいけない生物がいます！

### 1) 漁業権の対象魚種(罰則:100万円以下の罰金)

京都府沿岸域では多くの貝類、海藻類が漁業権の対象になっており、遊漁者が採捕すると漁業権侵害(密漁)で告訴されることがあります。  
また、阿蘇海(与謝海)や久美浜湾では、貝類、海藻類に加え、多くの魚類も漁業権の対象であり、これも遊漁者が獲ると密漁にあたります。

### 2) 特定水産動植物(罰則:3年以下の懲役又は3000万円以下の罰金)

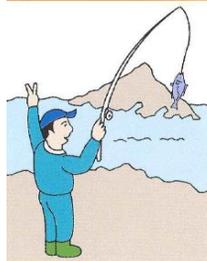
アワビやナマコの悪質な密漁を根絶するために、漁業(許可漁業、漁業権漁業)による場合を除き、アワビやナマコを採捕することが禁止されています。

### 3) 体長制限と禁止期間(罰則:6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金、又はその併科)

資源保護のため、一部の魚種には体長制限や禁止期間が設定されています。

## ○遊漁者の使用可能な漁具・漁法が決められています！

以下の漁具・漁法であれば、遊漁者も魚など(※漁業権対象魚種をのぞく。)をとることができます。



さ手網とは?・・・袋状の網が枠に結びつけられた、水産動植物をすくい取る漁具。

は貝とは?・・・くまで、いそがねなど、岩盤などに固着した貝類をはがしたり、砂泥中に潜った貝類を掘り起こす場合に使用する金具のこと。

※**トローリング(ひき釣り)**や**スキューバ潜水による採捕**は認められていません！

## ○使用が禁止されている漁具・漁法があります！

### 禁止漁具

発射装置を有するやす(水中銃や鉄砲やすなど)

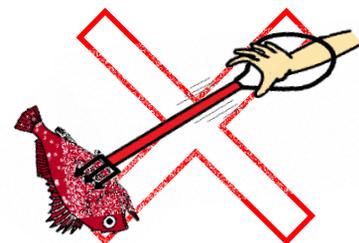
※**ゴム等のついたやすを柄から手が離れるように使用すると「発射装置を有するやす」になり違反となります。**

### 禁止漁法

水中に電流を通じてする漁法

(罰則:6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金、又はその併科)

よくない使用例



詳しくは

京都府 磯遊びのルール

検索



京都府水産事務所(TEL:0772-22-4438)